

事務連絡  
平成13年4月24日

文部科学省  
各国立学校  
各大学共同利用機関  
大学評価・学位授与機構 健康安全管理事務担当者 殿  
国立学校財務センター  
文部科学省各施設等機関  
日本学士院  
文部科学省各独立行政法人

文部科学省大臣官房人事課福利厚生室

人事院規則10-4及び人事院規則10-5に基づく  
職員の健康管理にかかる申請及び報告等について

標記のことについては、日頃から貴所属職員の保健及び安全保持並びに放射線障害の防止のため各種必要な措置を講じていただいているところですが、近年の人事院による健康管理状況監査においては、定期健康診断、有害物質の取扱い等についての指摘事項が多く見受けられます。

ついては各機関において、人事院規則、文部科学省健康管理規程及び健康管理細則等を再確認するとともに、別紙の各種申請業務等について、報告もれのないよう、事実発生に基づき、すみやかに提出願います。

なお、各独立行政法人については、平成13年3月末現在で提出が必要な報告書等について、独立行政法人化前の組織区分に応じて提出いただくようおねがいします。

(問合せ先)  
大臣官房人事課福利厚生室  
福祉第二係(大川・泉)  
電話 03-3581-4211 内線2143

## 1 有害物質製造（使用）承認申請

### (1) 申請対象

次の場合は、あらかじめ文部科学大臣あてに承認申請書を提出すること。

- ① 職員に重度の健康障害を生ずる「第一種有害物質」を試験研究を目的とする場合で、製造し、若しくは使用させる場合。
- ② 重度の健康障害を生ずるおそれのある「第二種有害物質」を製造する場合。

参照条文

人事院規則「10-4」第16条の2及び運用  
文部科学省健康管理規程 第6条及び運用

### (2) 申請手続等

- ① 人事院規則「10-4」運用通知別紙第1または別紙第2に定める様式の承認申請書を、記入要領に従い作成のうえ、2部提出すること。
  - ・申請書中「申請者の職名」の欄は、空欄とすること。
- ② 申請については、対象となる物質かどうかをよく確認したうえで行うこと。  
対象物質かどうかの判断がつきかねるものについては、その物質の性質等の詳細な説明書を添付すること。

## 2 健康管理手帳交付申請

### (1) 申請対象

次の場合は、事実発生に基づき速やかに文部科学大臣に報告（人事課へ提出）すること。

人事院規則「10-4」別表第2第1号若しくは第3号に掲げる業務または別表第3第2号に掲げる業務に従事する職員が、これらの業務に従事しないこととなった場合。

参照条文

人事院規則「10-4」第26条及び運用  
文部科学省健康管理規程 第8条及び運用

### (2) 申請手続等

人事院規則「10-4」運用通知別紙第4に定める様式の交付申請書を、記入要領に従い作成のうえ、2部提出すること。

## 定期健康診断等

### (1) 健康診断検査項目（平成13年度以降）

- ① 身長及び体重の測定が、1年につき少なくとも1回となったので、注意すること。
- ② 脳血管疾患及び心臓疾患に係る保健指導のための二次健康診断

一次健康診断の結果、肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査、血中脂質検査（血清総コレステロール検査、HDLコレステロール検査又は中性脂肪検査）の全てに異常所見を示した者に次の二次健康診断を実施する。

#### (ア) 空腹時の血清総コレステロール検査、HDLコレステロール検査及び中性脂肪検査

##### (イ) 空腹時の血中グルコースの量の検査

##### (ウ) ヘモグロビンA1c検査

##### (エ) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

##### (オ) 頸部超音波検査

##### (カ) 微量アルブミン尿検査（既に実施された尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

- ③ ②の二次健康診断の結果、要医療又は要観察の指導区分となった者以外について医師等による保健指導を実施すること。（参考4を参照）

- ④ 人事院規則及び職員厚生経費で予算措置されている一般の健康診断の検査項目は参考3のとおりである。なお、特別の健康診断の検査項目は人事院規則「10-4」運用通知別表第5を参照すること。

- ⑤ 特別定期健康診断（放射線に被ばくするおそれのある業務関係）

特別定期健康診断の検査時期等の改正があったので、規則改正等を確認し、取扱いに留意すること。

##### (ア) 眼及び皮膚の検査が3ヶ月ごとから6ヶ月ごととなったこと。

##### (イ) 検査の省略（被ばく歴の評価（問診）は省略できない。）の取扱いが変更されたこと。

### (2) 定期健康診断実施報告書

- ① 提出期限等

毎年5月末日までに、前年4月1日に始まる年度における健康診断の実施の結果を文部科学大臣に報告（人事課へ提出）すること。

- ② 電子メール等による提出について

原則として、電子メールにより次のメールアドレスに提出することとし、その報告書の様式は、電子メールにより同アドレスに請求すること。

なお、ロータス123又はエクセル等の表計算ソフトに対応できない機関は、従来どおり、紙による提出で差し支えない。

様式請求、提出先アドレス：jinjifuk@mext.go.jp

電子メールの件名：電子メールの件名は次のようにしてください。

様式請求時 健診調査様式（〇〇大学

調書提出時 健診調査報告（〇〇大学

### ③ 記入上の留意事項

(ア) 平成12年度の定期健康診断実施報告書様式については、平成12年度の事務連絡を参照し検査項目等に注意すること。（平成13年改正の様式は使用しないこと。）

また、人事院から総合的な健康診査（人間ドック）に係る35歳の受診者数及び40歳以上の受診者数調査の依頼があったので、欄外に記入すること。

(イ) 受診延人員を受診実人員未満、または対象者数を受診実人員未満で記入している機関が一部あるので、注意すること。

(ウ) 各機関で実施していない検査項目についても、対象者がいれば人数を記入して報告すること。

(エ) 対象者数欄の( )書について、一部機関で記入もれがあるので、注意すること。( )書の中には対象外の希望者数を記入。

(オ) 「肺がんの胸部エックス線検査」は40歳以上の職員を対象者数とする。

(カ) 咳痰細胞診は、40歳以上の職員全員を対象として問診を行った結果、原則として次のいずれかに該当することが判明した者の数を対象者数とする。

・喫煙指數が600以上となる者

・6月以内に血痰のあった者

(キ) 「尿検査（糖）」の対象者数については、34歳以下および36～39歳の対象者数（血糖検査の対象者以外の者）を、また、35歳および40歳以上の職員で尿検査（糖）を受診した人数を( )内に記入すること。

(ク) 所要経費については、各検査項目ごとに算出し2つ以上の検査をまとめて金額を報告しないこと。血液検査等で同時に複数の検査を行い検査料を支払った場合においても、検査単価で按分する等実態に即したもので金額を分けること。

(ケ) 所要経費のうち「共済・その他経費」については、何の経費を使用したのかを欄外等に具体的に明記すること。

(コ) 一般・特別のどちらも非常勤職員の健康診断は、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する者についてのみ報告すること。

各機関独自でその他の非常勤職員に実施しているものは含まない。

(サ) 臨時の健康診断の項目には、共通の健康診断項目である視力検査や聴力検査は記入しないこと。ただし、特殊な理由により行った場合は、欄外に内容を記入すること。

(シ) 特別健康診断の規則別表第3第2号の対象者は、上段が規則10-5第3条第4項第8号の業務に従事する職員は含まず、下段が含んでいるが、該当職員は文部科学省本省及び旧科学技術庁関係機関（当該業務に従事した職員分。( )書き外数）のみであるので、他の機関は上段と下段の対象者数差は異動等の差程度の人数となる。

### (3) その他

定期健康診断の受診率が低いという監査での指摘が相当数あるので、受診率の向上に努められたい。

## 健康安全管理細則及び放射線防止管理規程の作成及び変更の報告

- (1) 健康安全管理細則及び放射線障害防止管理規程を作成し、又は変更した場合は、文部科学大臣に報告（人事課へ提出）すること。
- (2) 変更等の場合は、変更後の全文（変更箇所に下線、若しくは新旧対照表添付）を送付すること。
- (3) ワープロ等で作成している機関は、なるべく、電子メールにより送付すること。  
(平成13年4月3日付け人事課福利厚生室事務連絡参照)  
送付先メールアドレス : jinjifuk@mext.go.jp

### ； 設備等の設置届等の提出

- (1) 人事院規則10-4第33条の設備等の届出については、設置（変更）検査後（廃止の場合は廃止後）速やかに届け出ること。
- (2) 記入上の留意事項
  - ① 設置（変更）年月日欄は、検査結果記録書の検査日となるので注意すること。  
(使用開始日ではない。)
  - ② 検査結果記録書については、ボイラ協会等の検査代行機関の検査結果報告書、建築主事の許可を得て検査していれば建築主事の許可書の写しでもよい。  
なお、遡って届け出る場合は、最新の性能検査結果記録書を併せて添付すること。
  - ③ 配置図は、建物内の配置及び建物の配置の双方が分かるように作成すること。
  - ④ 構造図等は、必要な部分のみとし、なるべく、A4版で添付すること。

### ； エックス線装置の届出

- (1) エックス線装置は次の日から20日以内に文部科学省に届け出ること  
設置 設置に係る検査を終了した日  
変更 変更に係る検査を終了した日  
廃止 廃止した日
- (2) 記入上の留意事項
  - ① 構造図は、装置の外観図（又は写真）等を添付し、図面上の各主要部位を矢印で示し、説明を付すこと。（例：←X線発生部など）
  - ② 設置、変更の記録書の写しとして、線量の測定記録のみを添付しているものがあるが、人事院規則10-5運用通知別表「定期検査の項目」が記載された検査結果記録書を添付する必要があるので注意すること。

- ③ エックス線装置の型式欄に製造業者名が記入されていない場合があるので、注意すること。
- ④ エックス線装置室（警報装置の種類及び概要、標識の概要、室の入口）  
人事院規則10-5第9条及び第10条の内容が確認できるように記入すること。  
なお、遮へいされた装置等でエックス線装置室を設置していない場合は、その旨記載し、3欄とも斜線を引くこと。
- ⑤ 管理区域（管理区域の有無、境界に設けているさく等の概要、標識の取付け場所）  
人事院規則10-5第13条の内容が確認できるように記入すること。  
なお、管理区域を設定していない場合は、管理区域の有無欄に「なし」と記載し他の欄に斜線を引くこと。
- ⑥ 平成13年4月以降、エックス線設置届の様式が一部変更されているので注意すること。

## 7 年次災害等の報告

- (1) 提出期限 5月末日
- (2) 災害の発生がない場合も、年次災害報告書（船舶を有している場合は「船員年次災害報告書」）を提出すること。
- (3) 複数の部局を有する機関は、所属学部等が分かるように欄内に記入すること。
- (4) 氏名欄に俸給表及び級が記載されていないものがあるので、必ず記入すること。  
なお、非常勤職員については、算定の基礎となった俸給表及び級を「○○職俸給表○○級相当」と記入すること。
- (5) その他、参考5「年次災害報告の記入に当たって」に留意して記入すること。

## 有害物質製造（使用）承認申請対象物質

第1種有害物質（人事院規則「10-4」別表第2の2第1号）

- ① 黄りんマッチ
- ② ベンジジン及びその塩
- ③ 四ーアミノジフェニル及びその塩
- ④ アモサイト
- ⑤ クロジドライト
- ⑥ 四ーニトロジフェニル及びその塩
- ⑦ ビス（クロロメチル）エーテル
- ⑧ ベーターナフチルアミン及びその塩
- ⑨ ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釀剤を含む。）の5パーセントを超えるもの
- ⑩ ②から⑨までに掲げる物質をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

第2種有害物質（人事院規則「10-4」別表第2の2第1号）

- ① ジクロルベンジジン及びその塩
- ② アルファーナフチルアミン及びその塩
- ③ 塩素化ビフェニル（P C B）
- ④ オルトートリジン及びその塩
- ⑤ ジアニシジン及びその塩
- ⑥ ベリリウム及びその化合物
- ⑦ ベンゾトリクロリド
- ⑧ ①から⑦までに掲げる物質をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は⑦に掲げる物質をその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。）

# 健康管理手帳交付申請対象業務

参考2

## 別表第2第1号

- (1) 鉛、その合金及び化合物  
(四アルキル鉛を除く。)
- (2) 四アルキル鉛
- (3) 水銀、そのアマルガム及び化合物  
(有機水銀を除く。)
- (4) フェニル水銀化合物
- (5) アルキル水銀化合物
- (6) マンガン及びその化合物
- (7) クローム及びその化合物
- (8) カドミウム及びその化合物
- (9) ベリリウム及びその化合物
- (10) ひ素及びその化合物
- (11) りん及びその化合物  
(有機りん剤を除く。)
- (12) 有機りん剤
- (13) シアン及びその化合物  
(アクリロニトリル、トリレンジイソシアネート(TDI)  
及びオルト・フタロジニトリルを除く。)
- (14) アクリロニトリル
- (15) トリニレンジイソシアネート(TDI)  
(メチレンジフェニルジイソシアネート(MDI)を含む。)
- (16) オルト・フタロジニトリル
- (17) 塩素及びその化合物
- (18) ふつ素及びその化合物
- (19) 沃素及びその化合物
- (20) 一酸化炭素
- (21) 二酸化いおう
- (22) 硫化水素及びメルカプタン類
- (23) 二硫化炭素
- (24) ベンゼン及びその同族体
- (25) アルファーナフチルアミン及びその塩、  
ベーターナフチルアミン及びその塩、  
オルトートリジン及びその塩、  
ジアニシジン及びその塩、  
ジクロルベンジジン及びその塩、  
マゼンタ、ベンジジン及びその塩  
並びにオーラミン
- (26) ベンゼン及びその同族体のニトロ誘導体  
及びアミノ誘導体  
((25)に掲げる物質を除く。)
- (27) 芳香族炭化水素のハロゲン置換体
- (28) 塩素化ビフェニル(PCB)
- (29) 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体  
(塩化ビニルを除く。)
- (30) 塩化ビニル
- (31) ピッヂ並びにコールタール及び  
その重い蒸留物
- (32) エチレンイミン
- (33) ニッケルカルボニル
- (34) 五酸化バナジウム
- (35) ビス(クロロメチル)エーテル
- (36) アクリルアミド
- (37) クロロメチルメチルエーテル
- (38) ニトログリコール
- (39) ベータープロピオラクトン
- (40) 硫酸ジメチル
- (41) 有機溶剤 ((40)までに掲げる有機溶剤を除く。)
- (42) 石綿
- (43) 酸、アルカリその他の刺激性物質  
及び腐しょく性物質
- (44) 有機性粉じんその他アレルゲンとなる  
おそれのある物質

## 別表第2第3号

- ・ 粉じんを著しく発散する場所に置ける業務に従事している職員

## 別表第3第2号

- ・ 放射線に被ばくするおそれのある業務に従事している職員

## 健康診断の検査項目一覧 (平成13年4月現在)

一般の健康診断及び採用時の健康診断(「人事院規則10-4の運用について」別表第4)

- 1 既往歴及び業務歴
- 2 身長、体重、視力、色覚及び聴力の検査
- 3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査(医師による問診等)
- 4 結核胸部X線検査、肺がん胸部X線検査
- 5 咳痰細胞診検査
- 6 血圧測定、血糖検査、尿検査(糖、蛋白)
- 7 血清総コレステロール検査、HDLコレステロール検査、安静時心電図検査  
(6誘導未満の簡易検査)、中性脂肪検査及び貧血検査  
(赤血球数及び血色素量の検査)
- 8 胃の検査
- 9 肝機能検査
  - ・ GOT検査、GPT検査、γ-GTP検査
- 10 便潜血反応検査
- 11 精密検査(前項の検査結果必要と認められる者)
  - ・ 問診
  - ・ 血圧測定
  - ・ 尿検査(蛋白・潜血・沈査)
  - ・ 血糖検査
  - ・ 心電図検査(12誘導以上)
  - ・ 眼底検査
  - ・ 血清総コレステロール検査
  - ・ 心胸比測定(X線間接撮影)
  - ・ 頸部超音波検査
  - ・ GPT検査
  - ・ AL-P検査
  - ・ γ-GTP検査
  - ・ TTT検査
  - ・ ZTT検査
  - ・ アルブミン定量検査
  - ・ 血清ピルビリン検査
  - ・ 血清黄疸指数測定
  - ・ 胸部超音波検査

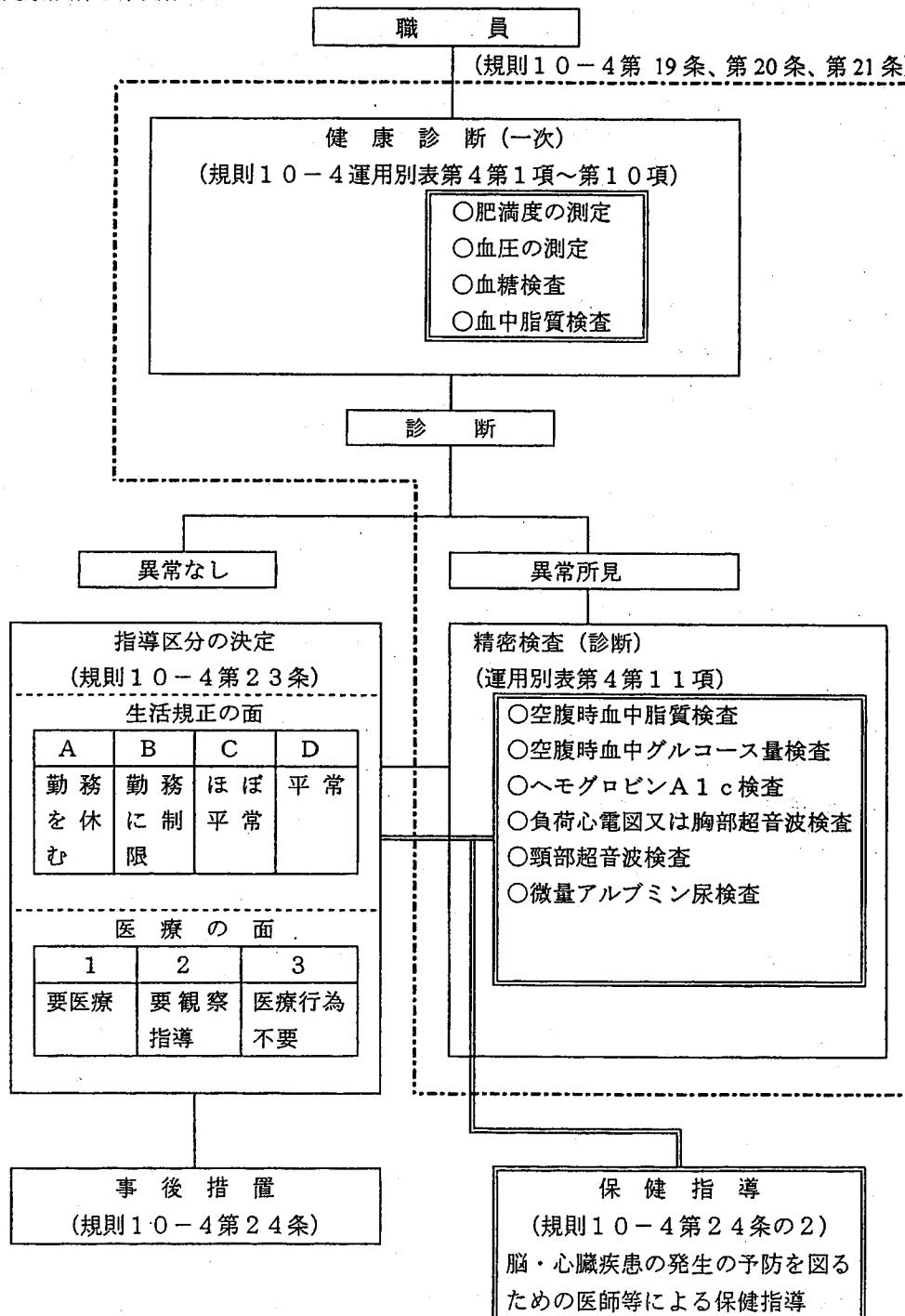
### その他必要な検査項目

臨時の健康診断(必要なものを実施)

- 1 子宮がん検診
- 2 VDT従事者検診
- 3 超過勤務の著しい職員に対する健康診断  
(超過勤務100時間以上、問診及び循環器系検査)

※ 検査項目により対象職員が異なるので注意すること。

## 健康診断と保健指導



## 年次災害報告の記入に当たって

1. 平成12年度に職員の勤務する場所において発生した職員の災害が報告の対象となります。

職員とは・・・

職員とは、一般職の国家公務員及び非常勤職員のことです。（したがって、学生、研究生、民間研究者、業者等については報告の必要はありません。）

ただし、「船員である職員」については「船員年次災害報告書」の作成、報告が必要です。

勤務する場所とは・・・

国内外を問わず、職員が上司の命令により職務を行う場所のことです。

勤務場所としては次のものがあります。

- ・各省庁が管理する施設（一般的には庁舎ですが、レクリエーション施設等の福利厚生施設も含みます。）
- ・車両、船舶又は航空機等において勤務する場合は、当該車両、船舶又は航空機等
- ・出張等により職員が公務を遂行すべきこととされている場所
- ・看護婦宿舎等で、勤務に関し宿泊することとされている施設

災害とは・・・

職員の勤務する場所で職員が負傷又は死亡することです。

2. 省庁名、機関名、所在地について

本省庁所属ではない職員の場合は・・・

被災者の所属が本省庁でない場合（施設等機関、特別の機関又は地方支分部局）は、所属する「機関名」、「所在地」を必ず記入して下さい。

本省庁職員の場合で・・・

また、被災者の所属が「本省庁」の場合で、所属部課の所在地が本省庁と異なる場合は当該部課の名称及び所在地を記入して下さい。

出張中の場合は・・・

出張中の災害については「作業の概況及び災害発生の原因」欄に被災場所を記入して下さい。

研修施設の場合は・・・

研修施設等における研修生の災害については、当該研修生（職員に限る）の所属機関名を付記して下さい。

### 3. 職員数、災害発生の有無について

#### 職員数は・・・

報告年度の3月末日現在でこの報告の対象となった機関の船員以外の職員数を記入して下さい。

#### 災害発生の有無は・・・

災害発生の有無に応じて「有」又は「無」に○をつけて下さい。

災害が発生していない省庁は、発生がない旨を必ず報告して下さい。

### 4. 氏名（記号）〔俸給表・級〕について

#### 氏名の表記は・・・

職員の氏名については、実名ではなく、数字、アルファベット等の記号で記入していただいても差し支えありません（ただし、同一人物が複数回の被災をした場合は同一の記号を使用するようにお願いします）。

#### 俸給表・級は・・・

俸給表・級も忘れずに記入して下さい。

#### 非常勤職員の場合は・・・

非常勤職員の場合は氏名（記号）を必ず○で囲んで下さい。

### 5. 年齢、傷害の部位及び傷病名について

#### 年齢は・・・

年齢は、被災当時の年齢を記入して下さい。

#### 傷害の部位名等は・・・

医師の診断を受けたときは、診断書に記入されている傷害部位及び傷病名を記入して下さい。

### 6. 休業日数について

#### 休業日数とは・・・

災害の療養のため勤務することができない期間（休業期間）の日数です。

なお、休業の種類は、年次休暇、病気休暇等その種類を問いません。

#### 休業日数の単位は・・・

休業日数は、1日単位で計算し、時間単位の休業は切り捨てます。

（休業時間の合計が8時間となっても、休業1日としては取り扱わず、休業0日とします。）

#### 休業の超算は・・・

休業期間の起算は、災害発生の翌日からとします。

【例 1】 職員が月曜日に半日勤務した時点で被災し、火曜、水曜と 2 日間休業した後、木、金曜に 4 時間ずつ部分休業した場合の休業日数は 2 日となります。

休業期間中の休日は・・・

休業期間内の土曜、日曜、祝祭日等の休日は、休業日数に含めて計算します。

(したがって、休業期間の最終日が金曜日である場合は、土曜、日曜は休業日数に含まれません。なお、休業期間の終了は医師の診断によるものとします。)

※ 医師の診断には、特に診断書等は要せず、口頭による回答でも差し支えありません。

【例 2】 職員が月曜日に半日勤務した時点で被災し、翌週の水曜まで休業した場合の休業日数は、9 日となります。

休業が続いている場合は・・・

年次災害報告作成の時点で休業中の場合は、休業見込日数を休業日数とします。

(休業見込日数は、医師の診断によるものとします。)

被災職員が退職した場合は・・・

療養中に職員の身分を失っても、療養のため就業（民間企業での就労、自営等）することができなかった期間を休業日数とします。

なお、療養のため就業することができなかった期間の終了は、医師の診断によるものとします。

【例 3】 職員が被災から 3 日後に退職したが、療養のため就業することができなかった期間が 30 日あった場合は、30 日を休業日数とする。

【例 4】 非常勤職員が被災から 5 日後に嘱託期間が終了したが、療養のために就業することができなかった期間が 30 日あった場合は、30 日を休業日数とする。)

死亡災害の場合は・・・

死亡災害の場合は、死亡年月日を記入して下さい。

7. 作業の概況及び災害発生の原因について

記入の仕方は・・・

(1) どのような場所で、(2) どのような作業をしているときに、(3) どのような物又は環境が、(4) どのような不安全な状態であって、(5) どのように災害が発生したか詳細に記入して下さい。

(記入例)

× 「敷地内で運搬作業中に負傷した。」

○ 「敷地内の通行道で一輪車に資材を乗せ運搬していたところ、前日に降った雨で道がぬかるんでいたので足を取られて転倒した。」

図面は・・・

「災害の概況及び災害発生の原因」が記入しにくい、説明しにくいときは、略図、写真を添付して下さい。

再発防止対策は・・・

災害発生後の具体的な再発防止対策（発生原因の検討の有無、安全管理体制の見直し、職員に対する安全教育及び施設・設備の改善等）についても必ず記入して下さい。

自動車による災害の場合は・・・

自動車による災害の場合は、被災者が運転者なのか、あるいは同乗者なのかも記入して下さい。

欄中に書ききれない場合は・・・

別紙に記載して添付して下さい。

8. 災害報告の必要な事例、不要な事例

災害報告の必要な事例とは・・・

- ・各省庁が管理する施設でのレクリエーションによる災害
- ・交通事故（車両、船舶及び航空機等による災害。職員側に過失のない場合も含みます。）
- ・第3者（来客、入所者、訪問先等）の暴行による災害（ただし、暴行の原因が公務に関わらない事例は報告不要です。）
- ・有害物等による急性中毒（有害物等には、有機溶剤、特定化学物質、鉛等があります。）
- ・酸素欠乏症等
- ・高温多湿な環境下での熱中症
- ・動物による咬傷、虫刺され等
- ・食中毒（各機関が支給した食事を原因とするものに限ります。）
- ・その他の災害性（急性）の疾病

なお、放射線の被ばく時等については、規則10-5に基づく報告が必要です。

災害報告の不要な事例とは・・・

- ・通勤途上の災害（ただし、自宅から出張先に向かう途中の災害は通勤災害には該当しないので、報告が必要です。）
- ・民間施設等を借り上げて行ったレクリエーションによる災害（ただし、研修の一環としてのレクリエーションによる災害などは公務に密接な関係があるので、民間施設等で災害が発生しても報告は必要です。）
- ・勤務場所での、自殺自傷及び私病を原因とする死亡
- ・災害性のない職業性疾病（例えば、じん肺、振動障害、難聴、視力障害、病原体による疾病等があります。）

(傍線部分は改正部分)

文部科学省健康管理規程（制定）	文部省健康管理規程（廃止）
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 文部科学省（文化庁を除く。）の職員の保健及び安全保持に関する事項（人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）（以下「規則一〇一四」という。）、人事院規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）（以下「規則一〇一五」という。）、人事院規則一〇一七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則一〇一七」という。）、人事院規則一〇一八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）（以下「規則一〇一八」という。）又はその他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p>	<p>第一条 文部省（文化庁を除く。）の職員の保健及び安全保持に関する事項（人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）（以下「規則一〇一四」という。）、人事院規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）（以下「規則一〇一五」という。）、人事院規則一〇一七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則一〇一七」という。）、人事院規則一〇一八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）（以下「規則一〇一八」という。）又はその他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p>

## (定義)

第二条 この訓令において「部局」とは、本省内部部局、国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校で他の国立学校に附置され、又は併設されていないもの（当該国立学校が、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を附置し、又は短期大学を併設している国立大学であるときは、当該大学には、これらの附置され、又は併設

## (定義)

第二条 この訓令において「部局」とは、本省内部部局、国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校で他の国立学校に附置され、又は併設されていないもの（当該国立学校が、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を附置し、又は短期大学を併設している国立大学であるときは、当該大学には、これらの附置され、又は併設

されている学校等を含むものとする。)をいう。)、文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第八十九条第一項及び第二項に定める機関、日本学士院並びに水戸原子力事務所をいう。

2 この訓令において「部局長」とは、本省内部部局及び水戸原子力事務所にあつては大臣官房長、その他の部局にあつてはその長をいう。

#### (事務の委任)

第三条 文部科学大臣は、部局長に、規則一〇一四、規則一〇一五、規則一〇一七及び規則一〇一八に規定する文部科学大臣の事務を委任する。ただし、規則一〇一四第十二条第一項及び第三項、第十六条の二、第二十六条第一項、第二十七条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条第二項に規定するもの並びに規則一〇一五第十二条、第二十一条及び第二十七条第二項に規定するものについては、これを委任しない。

#### (健康管理細則)

第四条 部局長は、職員の健康管理及び安全管理に關し、健康安全管理細則を作成し、これを職員に周知させなければならない。

2 健康安全管理細則には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 規則一〇一四第十二条第二項第一号から第八号までに掲げる事項

二 女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に必要な事項  
三 前二号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に必要な事項

されている学校等を含むものとする。)をいう。)、文部科学省組織令(昭和五十九年政令第二百二十七号)第七十七条第一項及び第二項に定める機関並びに日本学士院をいう。

2 この訓令において「部局長」とは、本省内部部局にあつては大臣官房長、その他の部局にあつてはその長をいう。

#### (事務の委任)

第三条 文部大臣は、部局長に、規則一〇一四、規則一〇一五、規則一〇一七及び規則一〇一八に規定する文部大臣の事務を委任する。ただし、規則一〇一四第十二条第一項及び第三項、第十六条の二、第二十六条第一項、第二十七条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条第二項に規定するもの並びに規則一〇一五第十二条、第二十一条及び第二十七条第二項に規定するものについては、これを委任しない。

#### (健康管理細則)

第四条 部局長は、職員の健康管理及び安全管理に關し、健康安全管理細則を作成し、これを職員に周知させなければならない。

2 健康安全管理細則には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 規則一〇一四第十二条第二項第一号から第八号までに掲げる事項

二 女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に必要な事項  
三 前二号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に必要な事項

3 部局長は、健康安全管理細則を作成し、又は変更した場合には、すみやかに文部大臣に報告しなければならない。

(共同野外実験等)

第五条 部局が他の省庁又は他の部局と共同して規則一〇一四第八条第一項に規定する野外実験等を行なう場合には、部局長は、あらかじめ他の省庁の長又は他の部局長と協議を行ない、当該野外実験等に係る健康管理又は安全管理の総括の責任者の設置その他当該野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止を一体的に行なうための措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、他の省庁と共同して野外実験等を行なうときは、部局長（当該野外実験等を行なう部局が二以上の場合は、あらかじめ協議して定めた部局長）は、その実施に先立ち、当該野外実験等の概要を、文部科学大臣に報告するものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第六条 部局長は、規則一〇一四別表第二の二第一号に掲げる有害物質を製造し、若しくは職員に使用させる場合又は同表第二号に掲げる有害物質を製造する場合は、あらかじめ、文部科学大臣の承認を得なければならない。

(健康管理の記録の移管)

第七条 部局長は、職員が他の省庁又は他の部局に異動した場合には、規則一〇一四第二十五条の規定により作成された当該職員に係る健康管理に関する記録を、異動後の所属の省庁の長又は部局長に移

3 部局長は、健康安全管理細則を作成し、又は変更した場合には、すみやかに文部大臣に報告しなければならない。

(共同野外実験等)

第五条 部局が他の省庁又は他の部局と共同して規則一〇一四第八条第一項に規定する野外実験等を行なう場合には、部局長は、あらかじめ他の省庁の長又は他の部局長と協議を行ない、当該野外実験等に係る健康管理又は安全管理の総括の責任者の設置その他当該野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止を一体的に行なうための措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、他の省庁と共同して野外実験等を行なうときは、部局長（当該野外実験等を行なう部局が二以上の場合は、あらかじめ協議して定めた部局長）は、その実施に先立ち、当該野外実験等の概要を、文部大臣に報告するものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第五条の二 部局長は、規則一〇一四別表第二の二第一号に掲げる有害物質を製造し、若しくは職員に使用させる場合又は同表第二号に掲げる有害物質を製造する場合は、あらかじめ、文部大臣の承認を得なければならない。

(健康管理の記録の移管)

第六条 部局長は、職員が他の省庁又は他の部局に異動した場合には、規則一〇一四第二十五条の規定により作成された当該職員に係る健康管理に関する記録を、異動後の所属の省庁の長又は部局長に移

管するものとする。

(健康管理手帳)

第八条 部局長は、規則一〇一四別表第二第一号若しくは第三号に掲げる業務又は規則一〇一四別表第三第二号に掲げる業務に従事する職員がこれらの業務に従事しないこととなつた場合には、当該職員に健康管理手帳がすでに交付されている場合を除き、すみやかにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

(健康診断の実施結果等の報告)

第九条 部局長は、毎年五月末日までに、前年四月一日に始まる年度における健康診断の実施の結果及び職員に対して行なつた健康管理上の指導事項の概要を文部科学大臣に報告しなければならない。

(設備等の届出)

第十条 部局長は、規則一〇一四別表第七に掲げる設備等を設置し、変更し、若しくは廃止したとき、又は規則一〇一四別表第八第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる設備等を設置し、若しくは廃止したときは、当該設備等に関する事項を速やかに文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、規則一〇一四第三十四条又は規則一〇一八第十二条に規定する設備等については、適用しない。

(災害等の報告)

第十一條 部局長（第五条第一項の共同野外実験等の場合にあつては、

管するものとする。

(健康管理手帳)

第七条 部局長は、規則一〇一四別表第二第一号若しくは第三号に掲げる業務又は規則一〇一四別表第三第二号に掲げる業務に従事する職員がこれらの業務に従事しないこととなつた場合には、当該職員に健康管理手帳がすでに交付されている場合を除き、すみやかにその旨を文部大臣に報告しなければならない。

(健康診断の実施結果等の報告)

第八条 部局長は、毎年五月末日までに、前年四月一日に始まる年度における健康診断の実施の結果及び職員に対して行なつた健康管理上の指導事項の概要を文部大臣に報告しなければならない。

(設備等の届出)

第九条 部局長は、規則一〇一四別表第七に掲げる設備等を設置し、変更し、若しくは廃止したとき、又は規則一〇一四別表第八第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる設備等を設置し、若しくは廃止したときは、当該設備等に関する事項を速やかに文部大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、規則一〇一四第三十四条又は規則一〇一八第十二条に規定する設備等については、適用しない。

(災害等の報告)

第十一條 部局長（第五条第一項の共同野外実験等の場合にあつては、

、あらかじめ協議して定めた部局長)は、職員の勤務する場所において規則一〇一四第三十五条第一項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、そのつどその発生の場所、日時、被害の程度等をすみやかに文部科学大臣に通報し、かつ災害等の発生の日(職員が死亡することとなつた災害については当該職員が死亡した日)から二週間以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 部局長は、毎年五月末日までに、勤務場所における前年四月一日に始まる年度における職員が死亡し、又は一日以上休業した災害等の発生状況等について、文部科学大臣に報告しなければならない。

#### (エックス線装置の届出)

第十二条 部局長は、規則一〇一五第九条第一項に規定するエックス線装置を設置し、変更し、又は廃止したときは、当該エックス線装置に関する事項を速やかに文部科学大臣に届け出なければならない。

#### (緊急時に關する報告)

第十三条 部局長は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

一 職員が規則一〇一五第四条第一項若しくは第三項に定める実効線量当量の限度又は同条第二項に定める組織線量当量の限度を超えて被ばくした場合

二 規則一〇一五第二十条第一項各号の一に該当する場合

#### (放射線障害防止管理規程の報告)

あらかじめ協議して定めた部局長)は、職員の勤務する場所において規則一〇一五第九条第一項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、そのつどその発生の場所、日時、被害の程度等をすみやかに文部大臣に通報し、かつ災害等の発生の日(職員が死亡することとなつた災害については当該職員が死亡した日)から二週間以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 部局長は、毎年五月末日までに、勤務場所における前年四月一日に始まる年度における職員が死亡し、又は一日以上休業した災害等の発生状況等について、文部大臣に報告しなければならない。

#### (エックス線装置の届出)

第十四条 部局長は、規則一〇一五第九条第一項に規定するエックス線装置を設置し、変更し、又は廃止したときは、当該エックス線装置に関する事項を速やかに文部大臣に届け出なければならない。

#### (緊急時に關する報告)

第十五条 部局長は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を文部大臣に報告しなければならない。

一 職員が規則一〇一五第四条第一項若しくは第三項に定める実効線量当量の限度又は同条第二項に定める組織線量当量の限度を超えて被ばくした場合

二 規則一〇一五第二十条第一項各号の一に該当する場合

#### (放射線障害防止管理規程の報告)

**第十四条** 部局長は、規則一〇一五第二十七条第一項に規定する放射線障害防止管理規程を作成し、又は変更した場合は、すみやかに文部大臣に報告しなければならない。

**附則**

- 1 この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。
- 2 従前の文部省健康安全管理規程（昭和四十八年八月六日文部省訓令第二十三号）又は科学技術厅職員健康管理規程（昭和四十九年七月一日科学技術厅訓令第二百二十七号）の規定によりなされた处分、手続きその他の行為については、この訓令の相当規定によりなされた处分、手続きその他の行為とみなす。

**第十二条** 部局長は、規則一〇一五第二十七条第一項に規定する放射線障害防止管理規程を作成し、又は変更した場合は、すみやかに文部大臣に報告しなければならない。